

農業経営基盤強化準備金 Q & A

目次

	(頁)
1 税制一般	
Q 1 所得が無くとも納税申告は必要ですか	1
Q 2 事業所得とはどのようなものですか	1
Q 3 納税申告の種類はどういったものがありますか	1
Q 4 青色申告の申請時期について教えてください	1
Q 5 青色申告のメリットはどのようなものですか	1
Q 6 親が死亡した場合の申告はどうするのですか	2
Q 7 農業を承継する場合の申告はどうするのですか	3
Q 8 減価償却の方法について教えてください	3
Q 9 固定資産の取得額に含めることができる経費がありますか	4
Q 10 固定資産の取得額の際の消費税はどのように扱われますか	4
Q 11 固定資産の減価償却の開始はいつからですか	4
Q 12 「準備金」とはどのようなものですか	4
Q 13 「圧縮記帳」とはどのようなものですか	4
Q 14 連結親法人とはどのようなものですか	5
2 農業経営基盤強化準備金制度	
Q 15 農業経営基盤強化準備金制度とはどのようなものですか	5
Q 16 準備金の対象となる交付金等とはどのようなものですか	5
Q 17 準備金の対象者について教えてください	6
Q 18 準備金の対象の農用地の範囲を教えてください	6
Q 19 準備金の対象の農用地に係る賃借権とはどのようなものでしょうか	6
Q 20 準備金の対象の農業用機械その他の減価償却資産の範囲を教えてください	6
Q 21 準備金の適用除外となる場合はどんな場合ですか	6
Q 22 準備金は、いくらまで積み立てることができますか	6
Q 23 準備金の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか	7
Q 24 準備金の適用を受けるため、一定の方法で記帳するとしているが具体的に はどのように記帳するのですか	7
Q 25 準備金を積み立てている集落営農組織が法人化した場合は承継できますか	7
Q 26 準備金を積み立てている親父が死亡した場合はどうなりますか	7
Q 27 準備金を積み立てている親父が寝たきりとなった場合はどうなりますか	8
Q 28 農業用機械の取得時に補助金などの助成金が出ましたが、積み立てていた 準備金の取り扱いはどうなるのでしょうか	8
Q 29 農業用機械の取得のために制度資金を借りましたが、積み立てていた 準備金の取り扱いはどうなるのでしょうか	8
Q 30 準備金の対象資産を取得し、事業の用に供した場合とはどのような状況で しょうか	8
Q 31 農業用機械の取得時に下取りを出したのですが準備金の扱いはどうなるの ですか	8
Q 32 中古の農業用機械は何故対象とならないのでしょうか	8
Q 33 交付金等を受領する集落営農組織に参加している認定農業者が、集落営農 組織から分配された交付金で準備金を積み立てられますか	9
Q 34 農業経営改善計画を持たない場合は、どうしたらよいのですか	9
Q 35 準備金を取り崩して、農業用固定資産の取得を行った場合、いくらまで圧 縮記帳することができますか	9
Q 36 受領した交付金等で農業用固定資産の取得を行った場合、圧縮記帳の対象 とすることができますか	9
Q 37 農業用機械を更新する場合は、準備金の対象となりますか	10
Q 38 農業用機械を改良（資本的支出）した場合は対象となりますか	10

3 準備金の証明関係

- Q39 農業生産法人で農業機械(トラクター)を取得し使用しておりますが、代金が後払いのため領収書がありませんが何の資料を提出すればよいですか …… 10
- Q40 取得した農用地等の面積や能力が農業経営改善計画と異なる場合、概ね同様のものを取得したとみなすのはどのような状態ですか …………… 10

所法・・・所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

措法・・・租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)

所令・・・所得税法施行令(昭和四十年三月三十一日政令第九十六号)

所規・・・所得税法施行規則(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十一号)

所規通・・・所得税法基本通達(昭和45年7月1日国税庁長官)

1 税制一般

Q 1 所得が無くとも納税申告は必要ですか

A 農業者の場合は、農業所得が20万円以下であれば確定申告をしなくても良いことになっています。

(説明)

その年分の所得金額の合計額が所得控除額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。

しかし、給与所得につき年末調整を受けた人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。(所法120、121、123、措法41の2の2)

Q 2 事業所得とはどのようなものですか

A 事業所得とは、農漁業者、商工業者、医師、弁護士、俳優、競馬騎手などのように、事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得をいいます。

ただし、不動産の貸付けや山林の譲渡による所得は、事業所得ではなく、原則として、不動産所得や山林所得になります。

(所法27、36、37、39、40、45、57、措法27)

Q 3 納税申告の種類はどういったものがありますか

A 青色申告と白色申告(青色申告でない者)があります。

(説明)

我が国の所得税は、納税者が自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を採っています。

1年間に生じた所得を正しく計算し申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引に伴い作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。

青色申告者については、一定の要件を備えた帳簿を備え付け、記録し、書類を保存するよう定められています。しかし、青色申告者でない一定の人に対しても、記帳制度や記録保存制度が設けられています。

(所法148、231の2、231の3、所規101~103)

Q 4 青色申告の申請時期について教えてください

A 新たに青色申告の申請をする人は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を所轄の税務署長に提出してください。

なお、その年の1月16日以後に新たに開業した人は、開業の日から2か月以内に申請すればよいことになっています。

(所法2、143、144)

Q 5 青色申告のメリットはどのようなものですか

A メリットは適正な金額であれば上限なく青色事業専従者給与を支給できるというものです。赤字であれば支給しないという経営判断もできますので、経営上有効に利用できるものです。

(青色申告のメリットの主なもの)

(1) 青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則、一般的には複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成

した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して確定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高65万円を控除することを認めるというものです。

また、それ以外の青色申告者については、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することを認めるというものです。

(2) 青色事業専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費として認めるといいます。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなりません。

(3) 貸倒引当金

事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金などの貸金の貸倒れによる損失の見込額として、年末における貸金の帳簿価額の合計額の5.5%以下の金額を貸倒引当金勘定へ繰り入れたときは、その金額を必要経費として認めるといいます。

なお、貸金のうち、貸倒れその他これに類する一定の事由による損失の見込額については、それぞれの事由に応じた限度額までを、貸倒引当金勘定に繰り入れることができますが(個別評価)、その際必要経費に算入された金額の計算の基礎となった貸金は一括評価を行う帳簿価額の合計額から除かれます。

(4) 純損失の繰越しと繰戻し

事業所得などが損失(赤字)になり、純損失が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間にわたって、各年分の所得金額から差し引くことができるというものです。

また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、損失額を前年の所得金額から差し引き、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

(注) 損失が生じた年分の確定申告書を確定申告期限内に提出しなければなりません。

(所法2、52、57、70、140、143、144、148、149、所令144、145、所規56、57、61、63、65、措法25の2)

Q 6 親が死亡した場合の申告はどうするのですか

A 4ヶ月以内に準確定申告をしなければなりません。

(説明)

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について計算し、その所得金額に対する税額を算出して翌年の2月16日から3月15日までの間に申告と納税をすることになっています。

しかし、年の途中で死亡した人の場合は、相続人が、1月1日から死亡した日までの所得を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

準確定申告をする場合には、次の点に注意してください。

(1) 確定申告をしなければならない人が翌年の1月1日から確定申告期限(原則として翌年3月15日)までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合

この場合の準確定申告の期限は、前年分、本年分とも相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内です。

(2) 相続人が2人以上いる場合

この場合には、各相続人が連署により準確定申告書を提出することになります。

ただし、他の相続人の氏名を付記して各人が別々に提出することもできます。この場合には、他の相続人に申告した内容を通知しなければならないことになっています。

(3) 準確定申告における所得控除の適用

- イ 医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに支払った額です。死亡した時に入院して、その入院費を死亡後に支払っても含めることはできません。
- ロ 社会保険料、生命保険料、地震保険料控除等の対象となるのは、死亡の日までに支払った額です。
- ハ 配偶者控除や扶養控除等の適用の有無に関する判定（親族関係やその親族等の1年間の合計所得金額の見積り等）は、死亡の日の現況により行います。

（所法16、85、124、125、所令263、所規49、所基通85-1、124・125-4）

Q 7 農業を承継する場合の申告はどうするのですか

- A 親が個人事業の開廃業等届出手続、青色申告の取りやめ手続その他関係手続きを行い、承継者が個人事業の開廃業等届出手続及び所得税の青色申告承認申請手続その他関係手続きを税務署、県税事務所、市町村に対し行います。
国税の様式は国税庁のホームページにあります。縣市町村分は予め県税事務所、市町村に確認をしてください。

Q 8 減価償却の方法について教えてください

- A 事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は一般的には、時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。他方、土地や骨とう品などのように時の経過により価値の減少しない資産は、減価償却資産ではありません。
減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。この使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が財務省令の別表に定められています。減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続です。

（説明）

- ・ 使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものは、その取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費とします。
- ・ 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一定の要件の下でその減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1に相当する金額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において必要経費に算入することができます。
- ・ 一定の要件を満たす青色申告者が、平成18年4月1日から平成24年3月31日までに取得した取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産については、一定の要件の下でその取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の必要経費に算入できるという特例があります。

減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、「旧定額法」や「旧定率法」などの償却方法で、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、「定額法」や「定率法」などの償却方法で減価償却を行います。

なお、平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法は、旧定額法又は定額法のみとなります。取得には、購入や自己の建設によるもののほか、相続、遺贈又は贈与によるものも含まれますから、平成10年4月1日以後に相続などにより取得した建物の償却方法は、旧定額法又は定額法になります。

前記の償却方法は、減価償却資産の種類ごとに選定します。この場合、償却方法の選定の届出が必要です。例えば、新たに業務を始めた場合には、減価償却の方法を選定してその翌年の3月15日までに所轄の税務署長に届け出なければなりません。この届出がない場合には、法定の償却方法で計算することになります。法定の償却方法は一般的には旧定額法又は定額法です。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）について「旧定額法」、「旧定率法」又は「旧生産高比例法」を選定している場合

において、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産（以下「新減価償却資産」といいます。）で、同日前に取得したならば旧減価償却資産と同一の区分に属するものについて前記の届出書を提出していないときは、旧減価償却資産につき選定していた償却方法の区分に応じた償却方法を選定したとみなされ、新減価償却資産について「定額法」、「定率法」又は「生産高比例法」を適用することになります。

また、減価償却の方法を変更しようとするときは、その変更しようとする年の3月15日までに所轄の税務署長に申請書を提出してその承認を受ける必要があります。

（所法2、49、所令120、120の2、123～126、129、131、132、134、138、139）

Q 9 固定資産の取得額に含めることができる経費がありますか

A 固定資産の取得の際の付随費用

次のような固定資産の購入に際して要した付随費用は、取得価額に算入しなければならないものです。

- ①引取運賃、搬入荷役費、購入手数料などの購入に要した費用
- ②据付費、調整試運転費などの事業の用に供するために要した費用
- ③土地建物の取得に際して支払った立退料
- ④土地として利用するために建物付で取得したときの建物の価額
- ⑤土地として利用するため造作した際の費用

Q 10 固定資産の取得額の際の消費税はどのように扱われますか

A 取得価額の判定に際し、消費税を含めるかどうかは納税者の経理方式によります。すなわち、税込経理であれば消費税を含んだ金額で、税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定します。なお、免税事業者の経理方式は税込経理になります。

Q 11 固定資産の減価償却の開始はいつからですか

A 減価償却資産を事業の用に供したか否かは、業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断することになります。

「事業の用に供した日」とは、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日をいいますので、例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。

なお、事業の用に供した日とは、資産を物理的に使用し始めた日のみをいうのではなく、例えば、賃貸マンションの場合には、建物が完成し、現実の入居がなかった場合でも、入居募集を始めていれば、事業の用に供したものと考えられます。

Q 12 「準備金」とはどのようなものですか

A 準備金（じゅんぴきん）とは、将来見込まれる多額の支出や損失の発生に備えて準備金勘定として貸借対照表の純資産の部に積み立てる金額のことです。

引当金に類似するが、引当金はその引当ての起因となる収益が当期の収益に対応するものであるのに対して、準備金はあくまで将来の収益に対応する損失等に備えるものである点が異なります。したがって、会計上は、費用処理することは適当でなく、利益処分を経理を行うこととなります。

ただし、税務上は、政策的な見地から青色申告法人や連結法人に限って、租税特別措置法に規定された一定の準備金の積み立て額に関し、その損金算入を認めています。

Q 13 「圧縮記帳」とはどのようなものですか

A 圧縮記帳とは、国庫補助金や火災による保険金などの金銭を受けて固定資産を購入した

際、その購入価額から補助金の額を控除して購入価額とすることです。
圧縮記帳は本来なら一時に行なわれる課税を繰り延べる効果をもたらす技術です。

Q14 連結親法人とはどのようなものですか

A 連結親法人とは連結納税制度上申告を行う法人です。

(説明)

連結納税は、親法人(100%子会社に該当するものを除く)による完全支配関係(発行済み株式または出資の全部を直接または間接に保有する関係)があるすべての子法人を一つのグループとして、親法人がそのグループの所得(連結所得)を一つの申告書(連結確定申告書)に記載して法人税の申告・納税を行う制度です。したがって、この制度を適用する期間においては、原則として、個々の法人ごとの申告・納税を行いません。

連結納税の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする親法人の事業年度開始の日の6カ月前の日までに、親法人とその親法人による完全支配関係があるすべての子法人の連名で、必要な事項を記載した承認申請書3部を親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。承認申請書3部は、提出先である税務署・所轄国税局・国税庁において円滑な審査等を行うために必要とされています。連結親法人と連結子法人となろうとする法人のすべての連名で申請されていない場合や、連結所得の金額等の計算が適正に行われ難いと認められる場合などには、連結納税の承認申請が却下されてしまいます。

2 農業経営基盤強化準備金制度

Q15 農業経営基盤強化準備金制度とはどのようなものですか

A 農業者戸別所得補償制度、水田経営所得安定対策及び環境保全型農業直接支援対策の実施に伴い担い手が受領する交付金及び補助金は、他の農業収入等と合算し必要経費等を控除した金額が課税対象となることが原則となります。

ただし、これらの交付金等を受領した担い手が、交付金等を有効に活用して規模拡大等に向けた経営発展の取組が行えるよう、税制上の特例措置として、19年度税制改正において「農業経営基盤強化準備金」(以下「準備金」という。)が創設され、平成19年4月1日から適用されています。

具体的には、

- [1] 担い手が交付金等の交付を受けた場合に、農業経営改善計画等の定めるところに従い、農業経営の規模拡大等に要する費用に充てるために「準備金」として積み立てた金額を、法人は損金に、個人は必要経費に算入(積立後5年を経過したものは、順次、法人は益金に、個人は総収入金額に算入)すること
- [2] また、当該準備金を取り崩し、又は交付金等を受領した年(事業年度)に(交付金等を準備金として積み立てずに)そのまま用いて、農業経営改善計画等の定めるところに従い、農用地や農業用機械等の農業用固定資産の取得等をした場合に圧縮記帳することを可能とすることで、担い手の規模拡大や経営の効率化を推進するものです。

Q16 準備金の対象となる交付金等とはどのようなものですか

A 本特例の対象となる交付金等とは、次のとおりです。

水田経営所得安定対策関係

- [1] 生産条件不利補正交付金
- [2] 収入減少影響緩和交付金
- [3] 作付拡大条件不利補正交付金

戸別所得補償モデル対策関係

- [4] 水田利活用自给力向上事業交付金
- [5] 米戸別所得補償モデル事業交付金

農地・水・環境保全向上対策

- [6] 営農活動支援交付金(地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む。)

なお、23年度から新たに、以下の交付金が対象となりました。

農業者戸別所得補償制度関係

[7] 畑作物の所得補償交付金

[8] 水田活用の別所得補償交付金

[9] 米の所得補償交付金

[10] 米価変動補てん交付金

[11] 加算措置（規模拡大加算、再生利用加算、緑肥輪作加算）

環境保全型農業直接支援対策関係

[12] 環境保全型農業直接支払交付金

[13] 先進的営農活動支援交付金（地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む。）

Q17 準備金の対象者について教えてください

A 特例の対象となるのは、交付金等の交付対象者であり、かつ、青色申告により確定申告をする次の者となります。

[1] 認定農業者（個人・農業生産法人）

[2] 特定農業法人

なお、本特例は、これらの担い手が農業経営改善計画等に従い計画的に経営改善を図るための特例ですので、計画的に経営改善を図るために農業用固定資産を取得する計画を有している必要があります。

Q18 準備金の対象の農用地の範囲を教えてください

A 農業経営基盤強化促進法第4条第1項1号の農用地です。

具体的には、農地（田、畑、果樹園等）、採草放牧地です。

Q19 準備金の対象の農用地に係る賃借権とはどのようなものでしょうか

A 相続評価上対象となる権利となります。したがって、稀な例となります。

（参考）

農地の賃借権には地上権、永小作権、質権、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利があります。（農地法第3条）

Q20 準備金の対象の農業用機械その他の減価償却資産の範囲を教えてください

A 準備金の対象の減価償却資産は農業用の構築物、機械・器具となります。

（説明）

農業用の機械については、租税特別措置法上「事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産」と定めており、国税庁の通知では法定耐用年数表の旧別表7の農業用のものとされています。

Q21 準備金の適用除外となる場合はどんな場合ですか

A 準備金を総収入金額に算入する場合は次の場合です。

- ・ 認定農業者に該当しなくなった場合
- ・ 認定計画が取り消された場合
- ・ 事業を廃止した場合
- ・ 青色申告を取り消された場合
- ・ 青色申告をとりやめる届けを提出した場合

Q22 準備金は、いくらまで積み立てることができますか

A 本特例は、次のいずれか少ない金額以下の金額を積み立てることができます。

- [1] その年（事業年度）に受領した農業者戸別所得補償制度、水田経営所得安定対策及び環境保全型農業直接支援対策に係る交付金等の額のうち、農業経営改善計画等に記載された農業用固定資産の取得に充てるために積み立てようとする金額
- [2] その年（事業年度）における事業所得の金額

Q23 準備金の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか

A 本特例の適用を受けるためには、青色申告をする必要があります。
青色申告をしようとする場合、次のことが必要です。

- [1] 個人は、青色申告をしようとする年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出し、その年の1月以降の取引について、一定の方法で記帳しておくこと
- [2] 法人は、青色申告をしようとする事業年度開始の日の前日までに「青色申告承認申請書」を納税地の税務署に提出し、その事業年度開始の日以降の取引について、一定の方法で記帳しておくこと

本年分の所得について青色申告をしない方も、個人は翌年3月15日までに、法人は事業年度開始の日の前日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出し、一定の方法で記帳することで、その年分の所得から青色申告をすることができます。

なお、一定の方法で記帳とは、貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記による記帳が原則です。

また、青色申告による確定申告書類には、次のことについて記載された農林水産大臣の証明書を添付することとなっています。

- [1] 準備金の積立時においては、農業経営改善計画等に記載された農業用固定資産の取得に充てるために積み立てる金額
- [2] 農業用固定資産の取得時においては、受領した交付金等のうち農業用固定資産の取得に充てた金額及び農業経営改善計画等に従って農業用固定資産を取得したこと
- したがって、特例の適用を受けようとする年（事業年度）終了後確定申告を行う前までに、農林水産大臣の証明書の交付を受ける必要があります。農林水産大臣の証明書は、各地方農政局、農政事務所で交付を受けることができます。詳しくは最寄りの地方農政局、農政事務所などにお問い合わせください。

Q24 準備金の適用を受けるため、一定の方法で記帳するとしているが具体的にはどのように記帳するのですか

A 貸借対照表と損益計算書を作成することができるような記帳です。

Q25 準備金を積み立てている集落営農組織が法人化した場合は承継できますか

A 準備金を積み立てている集落営農組織が法人化した場合は、積み立てている準備金は、法人化前と法人化後では人格が異なることから承継することはできません。したがって、承継できない準備金は取り崩して益金に算入することになります。

なお、このような組織が、法人化前に準備金を取り崩して農業用機械等を取得し、法人へ承継する場合、この農業用機械等は補助事業等により取得したものと同様、準備金などを充てた金額は取得費から差し引かれる一方、譲渡価格は時価で評価されることから、譲渡所得が発生することがあります。

したがって、法人化するに当たっては、税理士等の専門家に十分相談することをお勧めします。

Q26 準備金を積み立てている親父が死亡した場合はどうなりますか

A 事業を承継する場合、引き継ぐことができます。

ただし、準備金を積み立てる要件（青色申告、改善計画等）は同じです。

Q27 準備金を積み立てている親父が寝たきりとなった場合はどうなりますか

- A 通常は代理で納税申告をすることとなると思われます。
また、以下の要件を満たす場合、準備金を引き継ぐことができます。ただし、準備金を積み立てる要件（青色申告、改善計画等）は同じです。
- ① 準備金を積み立てていた人（甲）と準備金を引き継ぐ人（乙）が共同申請により経営改善計画の認定を受けていること
 - ② 甲が特別障害者（寝たきりとなり、今後も6ヶ月以上寝たきりと見込まれる場合 等）となったことにより乙に事業の全部を譲渡したこと
 - ③ 乙が甲の推定相続人（一般的には配偶者又は子）であること
 - ④ 事業承継後も事業の継続性が確保（経営改善計画が前後で同様な内容）されていること

Q28 農業用機械の取得時に補助金などの助成金が出ましたが、積み立てていた準備金の取り扱いはどうなるのでしょうか

- A 税制度と助成制度は異なる制度ですので、準備金を利用することは可能です。
（参考）
準備金と助成金が重複する場合はコンプライアンス上の問題が発生すると見込まれますので、注意が必要と思われます。

Q29 農業用機械の取得のために制度資金を借り入れましたが、積み立てていた準備金の取り扱いはどうなるのでしょうか

- A 税制度と融資制度は異なる制度ですので、準備金を利用することは可能です。
（参考）
準備金と融資が重複する場合はコンプライアンス上の問題が発生すると見込まれますので、注意が必要と思われます。

Q30 準備金の対象資産を取得し、事業の用に供した場合とはどのような状況でしょうか

- A 本来の目的のために使用を開始するに至った日をいいますので、例えば、トラクターを取得した場合は、トラクターを農機具庫に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえ、トラクターにアタッチメントを取付け、耕運などを開始した日が事業の用に供した日となります。

Q31 農業用機械の取得時に下取りを出したのですが準備金の扱いはどうなるのですか

- A 農業用機械の下取り価額は農業用機械の取得価額に含めてはいけません。
下取りは農業用機械を売ることであり、値下げとは異なります。

Q32 中古の農業用機械は何故対象とならないのでしょうか

- A 中古の農業用機械等は取得価額が新品と比して廉価であり、かつ、取得後の耐用年数が通常2年（下記の参考を参照）と短く、わずか2年間で投下資本を回収できる中古の農業用機械等の取得については、あえて減価償却の特例措置を講じる必要性が乏しく、本制度の対象外としているところです。

（参考）

中古機械の耐用年数は、簡便法によると

- (1) 減価償却終了の場合、法定耐用年数×0.2
- (2) 減価償却途中の場合、（法定耐用年数－経過年数）＋経過年数×0.2

となり、1年未満の端数は切捨て、年数が2年未満の場合は2年とすることになっており、耐用年数が把握できない農業機械の場合は、通常2年となります。

Q33 交付金等を受領する集落営農組織に参加している認定農業者が、集落営農組織から分配された交付金で準備金を積み立てられますか

A できません。

(説明)

特例は、水田経営所得安定対策などの交付金が交付された担い手の経営改善に資するための特例です。したがって、交付金等の交付対象者である担い手組織が自らの経営改善に用いず、構成員に分配する場合、この構成員が受領する金銭は組織内の分配金であり、準備金の対象となる交付金等ではないため、このような分配金を受領する認定農業者にあつては、構成員として受領した金銭に係る分については本特例措置の対象とはなりません。

Q34 農業経営改善計画を持たない場合は、どうしたらよいのですか

A 本特例は、担い手が農業経営改善計画等に従い計画的に経営改善を図るための特例ですので、農業経営改善計画のように、計画的に経営改善を図るために取得を予定している農業用固定資産について記載された計画が必要となります。具体的には、
[1] 認定農業者（個人・農業生産法人）にあつては、農業経営改善計画
[2] 特定農業法人（認定農業者を除く。）にあつては、農業経営改善計画に準じた計画が必要となります。

したがって、更なる経営改善を図るため、この特例を活用し新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、その内容を記載するために計画を作成・変更し認定を受けることとなります。

また、この計画の作成・変更及び認定は、本特例の適用を受けようとするときまでに行う必要があります。具体的には、

[1] 農業経営基盤強化準備金を積み立てるときは、この積立てをする前までに、

[2] 農業用固定資産を取得するときには、この取得をする前までに、

計画を作成・変更し認定を受ける必要があります。

なお、特定農業法人（認定農業者を除く。）は、農業経営改善計画に準じた計画を新たに作成し、特定農用地利用規程に添付する必要があります。

Q35 準備金を取り崩して、農業用固定資産の取得を行った場合、いくらまで圧縮記帳することができますか

A 本特例は、次のいずれか少ない金額以下の金額を圧縮記帳することができます。

[1] ①と②のうち農業経営改善計画等に基づき、農業用固定資産の取得に充てた金額

① 農業経営基盤強化準備金の取崩額

② 取得した年（事業年度）の交付金等の受領額

[2] その年（事業年度）における事業所得の金額

Q36 受領した交付金等で農業用固定資産の取得を行った場合、圧縮記帳の対象とすることができますか

A できます。

本特例は、次のいずれか少ない金額以下の金額を圧縮記帳することができます。

[1] ①と②のうち農業経営改善計画等に基づき、農業用固定資産の取得に充てた金額

① 農業経営基盤強化準備金の取崩額

② 取得した年（事業年度）の交付金等の受領額

[2] その年（事業年度）における事業所得の金額

Q37 農業用機械を更新する場合は、準備金の対象となりますか

A 農業用機械を取得する場合は対象となります。

(説明)

本特例は、農業経営改善計画等に従い計画的に経営改善を図るための特例ですので、計画的に経営改善を図るために農業用固定資産を取得する計画を有している必要があります。

Q38 農業用機械を改良（資本的支出）した場合は対象となりますか

A 農業用機械を取得する場合でないことから対象外となります。

(説明)

農業用の機械については、租税特別措置法上「事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産」と定めており、国税庁の通知では法定耐用年数表の旧別表7の農業用のものとされています。

3 準備金の証明関係

Q39 農業生産法人で農業機械（トラクター）を取得し使用しておりますが、代金が後払いのため領収書がありませんが何の資料を提出すればよいですか

A 販売証明書や契約書・納品書、計算書など何時、誰が、誰に、どのような農業機械を販売し、何時に決裁になるか判別できる資料を提出して下さい。

Q40 取得した農用地等の面積や能力が農業経営改善計画と異なる場合、概ね同様のものを取得したとみなすのはどのような状態ですか

A 取得した農用地等の面積や能力が農業経営改善計画と比して異なる場合においては、取得を予定していたものとの差が上下2割の範囲内では、概ね同様のものを取得したものとみなします。

また、上下2割程度を超える場合であっても、その理由が本人の責に帰さないもの（例えば、農業経営改善計画の認定時点から、技術革新により大幅に機械の能力がアップした場合）と認められれば、同様のものを取得したものとみなすこととします。